

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 26 号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和 43 年岩手県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>調整手当</u>に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号。以下「給与等条例」という。）第 23 条の 2 の規定により、<u>調整手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給地域)</p> <p>第 2 条 給与条例第 28 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、<u>名古屋市</u>、<u>大阪市</u>、<u>さいたま市</u>、<u>千葉市</u>、<u>福岡市</u>、<u>札幌市</u>及び<u>仙台市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第 3 条 <u>給与条例第 28 条の 2 第 2 項第 1 号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する甲地は、東京都の特別区、名古屋市、大阪市、さいたま市、千葉市及び福岡市に属する地域とする。</u></p> <p>2 <u>給与条例第 28 条の 2 第 2 項第 1 号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する人事委員会規則で定める地域は東京都の特別区、名古屋市及び大阪市に属する地域とし、これらの規定に規定する人事委員会規則で定める区分は次の各号に掲げるとおりとし、その割合は当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>東京都の特別区に属する地域 100 分の 12</u></p> <p>(2) <u>名古屋市及び大阪市に属する地域 100 分の 10</u></p> <p>3 <u>給与条例第 28 条の 2 第 2 項第 2 号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する乙地は、札幌市及び仙台市に属する地域とする。</u></p> <p>(端数計算)</p> <p>第 4 条 給与条例第 28 条の 2 第 2 項若しくは第 28 条の 3 又は給与等条例第 23 条の 2 第 2 項の規定による<u>調整手当</u>の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつ</p>	<p><u>地域手当</u>に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号。以下「給与等条例」という。）第 23 条の 2 の規定により、<u>地域手当</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給地域)</p> <p>第 2 条 給与条例第 28 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、<u>大阪市</u>、<u>さいたま市</u>、<u>名古屋市</u>、<u>千葉市</u>、<u>福岡市</u>、<u>仙台市</u>及び<u>札幌市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第 3 条 <u>給与条例第 28 条の 2 第 2 項各号及び給与等条例第 23 条の 2 第 2 項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1 級地 東京都の特別区に属する地域</u></p> <p>(2) <u>2 級地 大阪市に属する地域</u></p> <p>(3) <u>3 級地 さいたま市及び名古屋市に属する地域</u></p> <p>(4) <u>4 級地 千葉市及び福岡市に属する地域</u></p> <p>(5) <u>5 級地 仙台市に属する地域</u></p> <p>(6) <u>6 級地 札幌市に属する地域</u></p> <p>(端数計算)</p> <p>第 4 条 給与条例第 28 条の 2 第 2 項若しくは第 28 条の 3 又は給与等条例第 23 条の 2 第 2 項の規定による<u>地域手当</u>の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつ</p>

て当該調整手当の月額とする。給与条例第 31 条第 2 項、第 36 条、第 38 条第 4 項及び第 5 項、第 39 条第 3 項並びに第 39 条の 2 第 5 項並びに給与等条例第 27 条第 2 項、第 27 条の 2 第 5 項、第 29 条第 4 項及び第 5 項並びに第 30 条第 3 項に規定する調整手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

て当該地域手当の月額とする。給与条例第 31 条第 2 項、第 36 条、第 38 条第 4 項及び第 5 項並びに第 39 条第 3 項並びに給与等条例第 27 条第 2 項、第 27 条の 2 第 5 項、第 29 条第 4 項及び第 5 項並びに第 30 条第 3 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号）第 28 条の 2 第 2 項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）第 23 条の 2 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 東京都の特別区に属する地域 100 分の 13
 - (2) 名古屋市及び大阪市に属する地域 100 分の 11
 - (3) さいたま市、千葉市及び福岡市に属する地域 100 分の 7
 - (4) 仙台市に属する地域 100 分の 4
 - (5) 札幌市に属する地域 100 分の 3
- 3 平成 22 年 3 月 31 日までの間における一般職の職員の給与に関する条例第 28 条の 3 の人事委員会規則で定める割合は、100 分の 11 とする。